

令和5年 第5回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年6月29日(木) 15時00分 から 16時30分

2. 開催場所 東神楽町役場仮庁舎内相談室

3. 出席委員 12名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	3番	前田 哲也
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	8番	安藤 有一
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条の2第1項の規定に基づく解除条件付き賃貸を適用した農地等の利用状況報告について

第4 報告第3号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第5 報告第4号 会長専決による農地法第5条の規定に基づく許可決定について

第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第7 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第8 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について

第9 議案第4号 あっせん委員の指名について

第10 議案第5号 農地の現況証明願いについて(農委処分)

第11 議案第6号 農業委員会による最適化活動の点検・評価結果について

第12 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

係長 宮原 健太

主事 武田 翔太

開会

事務局長	みなさんこんにちは。先ほどのサーモン施設の見学お疲れさまでした。本日の出席者数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年東神楽町農業委員会第5回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読いたします。ご起立願います。今日は5番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、農業者の期待と信頼に応え、新時代をひらく農政活動に努めます。ご着席ください。それでは会長からご挨拶をいただきます。
------	--

あいさつ

会長	第5回通算733回総会に先立ちましてひと言ご挨拶申し上げます。本日、大変お忙しい中、全員の出席を得られましたことありがとうございます。今年は、春先に風が強くと苗が痛み生育が悪かったんですが、天候の方が回復してきました、例年通りの作柄に近づいてきていると感じます。また、畑の方は最近ずっと雨がなかったということで、おそらく水不足のところもあるのではないかと考えていますが、ここから何日間は雨が続きますので、そちらの方も秋に向けて何とかできるのではないかと考えております。本日、志比内のサーモンプラント見学してきましたが、あそこは川田さん案件で長年耕作不適格地という扱いで毎年現場確認をしてきたところなんですけど、こういった形であるような立派な施設ができて、1つ目の上のタンコブと言いますか、なくなったということで非常に良かったなと思っております。私が農業委員になってから大きな案件。あれが2つ目なんですけれども、1つ目は錦織さんのところ、きたたけファームですか、業者の方から錦織さんの方に上手に譲渡できたというのが、あれも大きな案件だったのかなと思っております。常々、両案件とも地元の方、担当農業委員などが非常に動いていただいて、つつがなく進んでいった経緯がありました。非常にありがたかったなと思っております。新型コロナも2類から5類になったということで、マスクをしなくてもこのように総会が開ける時代が戻ってきたのかなという風に思っております。本日、国営がらみの案件、非常に多くなってありますが慎重審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。
----	---

会議録署名委員の指名について

会長	それでは日程第1会議録署名委員の指名について、本日は4番伴野委員、5番野々瀬委員です。
----	---

【報告】 農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局より願います。
宮原係長	はい。報告第1号。令和5年4月28日以降における農業委員会の概況について報告いたします。5月1日、東神楽町第4回臨時議会に小足会長に出席いただいております。5月29日～31日、全国農業委員会会長大会及び上川地方農業委員会連合会都府県農業事情視察研修へ小足会長に出席いただいております。5月30日、本日見学に行きました「杜のサーモンプラント・東神楽オープニングセレモニー」へ島田代理に出席いただいております。6月5日、あっせん委員会を開催。島田代理、伴野農地部長、藤田委員が出席しています。6月12日、小足会長、島田代理、伴野農地部長、安藤委員、立ち合いのもと現況証明願に係る現地確認を行っております。6月21日、東神楽町第2回定例議会に、小足会長に出席いただいております。以上です。

【報告】農地法第6条の2第1項の規定に基づく解除付き賃貸を適用した農地等の利用状況報告について

会長	続きまして日程第3報告第2号、農地法第6条の2第1項の規定に基づく解除条件付き賃貸を適用した農地等の利用状況について、事務局より報告願います。
宮原係長	はい。解除条件付き賃貸を行っているのは、皆さんご承知のとおり〇〇のみであります。特段問題ないことを報告させていただきます。
会長	報告にかえさせていただきます。

【報告】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長	続きまして日程第4報告第3号、農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。
宮原係長	はい。農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告を行います。今回は、4ページから8ページに記載のとおり6件あがってきております。前年度報告より変更点のみをお伝えいたします。5ページをお開きください。18番の〇〇ですが、構成員要件に変更があります。構成員が1名増。〇〇さんです。続きまして、7ページをお開きください。20番〇〇の構成員についてですが、〇〇さんが構成員から外れ、1名減となっております。変更点は以上になります。それぞれ、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件等、報告書類を確認させていただきましたが、農地法第2条第3項及び4項の条件を満たしているため、農地所有適格法人として問題ないことを報告させていただきます。以上です。
会長	報告にかえさせていただきます。

【報告】地法第5条の規定に基づく許可決定について

会長	続きまして日程第5報告第4号、会長専決による農地法第5条の規定に基づく許可決定について、事務局より報告願います。
武田主事	はい。会長専決による農地法第5条の規定に基づく許可決定についてご報告いたします。先月4月28日の総会において審議いたしました5条転用許可申請につきまして、先月5月25日に行われた北海道農業会議による常設審議会において許可相当という回答を得ることができましたので、翌日26日付で、会長専決にて許可決定し許可書を交付したことを報告いたします。2件とも交付したのですが、2番目の〇〇の関係と同日付けで〇〇の方の許可も出しておりますので、参考までにお話しさせていただきます。以上です。
会長	こちらの案件、皆さまもご記憶にあると思いますけれども、4月の総会で常設審議会が通った場合には許可をしますというものでしたので、報告にかえさせていただきます。

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	続きまして日程第6議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。
会長	1番ですが、会議規則第15条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
武田主事	はい。今回3件ございまして、いずれも国営に絡んでの解約となっております。番号1番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積20,338㎡。貸主〇〇さん。

	借主〇〇さん。解約の成立日、6月1日。土地の引渡日、6月28日となっております。合意解約となっております。解約の事由といたしましては、賃借契約の整理ため、解約したいということとなっております。当初契約期間、令和3年1月29日から令和7年11月30日までの強化法の賃貸の解約です。こちら後ほど出てきますが、昨年度の国営工事に係り、借りる筆が増えたために既存契約を一度解約し新規で賃貸をやりなおすものとなっております。
	(〇〇委員入室)
武田主事	続きます。2番です。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積22,284㎡。貸主は〇〇さん。借主〇〇さん。解約の成立日、6月1日。土地の引渡日、6月28日。合意解約となっております。解約の事由は、賃借契約の整理ため、解約したいということです。当初契約期間、令和2年12月24日から令和5年11月30日までの強化法の解約となっております。こちら先程と同様です。最後3番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか13筆。総面積38,014㎡。貸主は〇〇さん。借主〇〇さん。解約の成立日、6月1日。土地の引渡日は、6月28日となっております。こちら、合意解約となっております。解約の事由といたしましては、賃借契約の整理ため、解約したいということです。当初契約期間、令和2年12月24日から令和5年11月30日までの強化法の解約となっております。こちら先程2件と同様国営工事に係る案件となっております。以上です。
会長	はい。いいですか。農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、適法な解約といたします。

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	続きます。日程第7議案第2号、旧農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局より説明願います。まずこれ、旧から説明して。
武田主事	はい。今回、農業経営基盤強化促進法には全て旧という文言を入れさせていただいているのですが、今年4月1日の法改正によりまして、今までの利用集積計画は新法では一切うたわれておりません。ただし、皆さんご承知のとおり。地域計画を策定して、今後は農地バンクによって売買・賃貸を全てしていくということになります。その新法が中間管理法という農地バンクの法律に変わったことによって、今までの基盤強化法、利用集積計画を使うことはできなくなるため新法改正にはのっかっておりません。その時限措置といいますか経過措置というところで、地域計画の策定まで、我々東神楽町では令和7年3月を予定としているのですが、それまでの期間は経過措置として改正前の旧法に基づいて利用集積計画を定めることができるとうたわれておりますので、あえて旧農業経営基盤強化促進法による利用集積の決定という書き方をさせていただいております。
武田主事	それでは説明させていただきます。今回、所有権移転が1件、利用権設定の新規案件が20件ございます。11番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積が1,483㎡。売買となっておりまして、所有権移転日は本日。対価の支払い期限が7月31日までとなっております。売買価格については126,000円。反当価格は85,000円となっております。以上です。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	こちらの案件でございますが、こちら4月の総会で〇〇さんが〇〇さんに田の方を売買したと

	ころなのですが、こちらの田の道道側に畑が残っておりまして、実はこちらの方も〇〇さんより売買をしたいとの話しがあり、〇〇さんに話しを持っていくと快く引き受けてくださいました。単価の方は、前回の田170,000円の半額85,000円で売買という形になりました。特段問題ないと思いますが、慎重審議よろしくをお願いします。
会長	ただいま担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	次の利用権設定なんですけれども、今回国営事業の細かい利用権設定の案件になりまして、国営内容となりますので、藤田委員のところを一括でかけさせていただきます、〇〇委員が自分の土地のところだけ大柿委員に説明していただくという形にしますのでよろしくをお願いいたします。それでは12番。
武田主事	はい。12番だけ国営絡んでいないので、先にやらさせていただきます。まず12番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか2筆。総面積7,641.64㎡。こちら貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期が、本日から令和7年11月30日までの3年間となっております。賃貸料は20,000円で、反当価格は2,600円となっております。こちら昨年まで賃貸で〇〇さんが耕作されておりました。以上です。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	こちらの土地ですが、農協の志比内支店があった場所だいたい分かりますかね。そちらの裏手の方の土地になります。昨年まで〇〇さんが作っていたんですが、〇〇さんの方で本当は売買という形もあったんですが、実はここ色々な土地に挟まれた土地でございまして、実際測量をかけてやりたいんですが測量代が結構かかると。そういうことから周りから数字が決まるまで賃貸をかけようということになりました。ひとまとめで20,000円で賃貸ということでしたので、このようにのせております。問題ないと思いますがよろしくをお願いします。
会長	ただいま担当委員の説明終わりましたけれど、最終的には売買ですね。その測量は、結局お金はかかるけれども、測量はかけるということね。
伊藤委員	すみません。補足良いですか。たまたまですね。〇〇さんのお父さまが亡くなられたんですが、私の隣の部落に住んでいる〇〇さんなんですけれども、旦那さんが亡くなって後継に息子さんに名義を相続させて〇〇の本家の方、娘さんは〇〇さんの方を相続されているので、今相続終わりました。ただ、使い道はないものですから本来は売買したいという申し出だったんですが、今回は測量で見積りが〇〇円くらいであがってきたんですが、いま7反でここいくらになるかといったら〇〇円で売れて、〇〇円の測量代がかかると。ちょっと足踏みをして賃貸ということになりました。
会長	ほかにご意見・ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	13番以降、新規ですけれどもまとめ議案にかけさせていただきます。よろしくをお願いします。
武田主事	それでは、いま会長がおっしゃられたとおりまとめて説明させていただきますが、13番から24番。とんで27番を先に説明させていただきます。13番。利用権設定を受ける者〇〇さん。

利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が1,296㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期が、本日から令和9年11月30日までの5年間。賃貸料は6,700円。反当価格は10,000円です。こちら地番図の7、8ページとなっております。こちら続きますけれども、昨年度の〇〇の国営工事に係る、工事後の田が民地にかかった分での賃貸をそれぞれ結ぶものとなっております。次は14番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇/〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が7,682㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期が、本日から令和9年11月30日までの5年間。賃貸料、6,700円。反当価格は10,000円です。こちら地番図の10、11ページです。続いて15番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか6筆。総面積が439.24㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期が、本日から令和9年11月30日までの5年間です。賃貸料は1,300円。反当価格は10,000円です。こちら地番図は13、14ページです。16番。利用権設定受ける〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積22,284㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期が、本日から令和7年11月30日までの3年間。賃貸料は44,240円。反当価格は10,000円です。こちら地番図は16、17ページです。17番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が22,284㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期が、本日から令和7年11月30日までの3年間。賃貸料、177,300円で、反当価格13,000円です。こちら地番図の19、20ページとなっております。続いて18番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか6筆。総面積20,385㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期については、本日から令和9年11月30日までの5年間です。賃貸料は50,400円で、反当価格10,000円です。こちら地番図の22、23ページとなっております。続いて19番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか21筆。総面積40,306㎡。貸借権の設定、賃貸借。利用権設定の始期が、本日から令和7年11月30日までの3年間。賃貸料は、444,300円。反当価格は13,000円です。こちら地番図の25、26ページとなっております。次、20番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇/〇〇/〇〇。現況地目「田」。面積が6,570㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期については、本日から令和9年11月30日までの5年間です。賃貸料は、29,000円で、反当価格10,000円。こちら地番図の28、29ページとなっております。21番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が13,255㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定始期は、本日から令和9年11月30日までの5年間。賃貸料は60,500円。反当価格は10,000円です。こちら地番図の31、32ページとなっております。23番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇-〇〇/〇〇。現況地目「田」。面積が3,567㎡。貸借権の設定、賃貸借。利用権設定の始期が、本日から令和9年11月30日までの5年間。賃貸料は20,

	<p>600円。反当価格は10,000円です。こちら地番図の37、38ページをご覧ください。24番。利用権設定を受ける者〇〇さん。設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇-〇〇/〇〇。現況地目「田」ほか4筆。総面積が21,550㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期については、本日から令和9年11月30日までの5年間。賃貸料は76,600円。反当価格は10,000円です。こちら地番図の40、41ページになっております。最後、飛んで27番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇-〇〇/〇〇。現況地目「田」ほか17筆。総面積19,743.77㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期については、本日から令和9年11月30日までの5年間。賃貸料は80,500円。反当価格は10,000円です。こちら地番図の49、50ページをご覧ください。こちら、〇〇の案件についてはですね。地区として統一した賃貸期間と反当価格が決められておりまして、基本的に国営で新規に出た賃貸に関しては反当価格10,000円ということで聞いておりまして、換地処分がうまくいけば4年後に来る予定なんですけど、1年なり2年伸びることも考慮して5年間の賃貸とすると聞いております。その中でも、元々国営前から賃貸されていたところについては、以前の賃貸期間と価格を使ったりするところもあるので、その部分については統一とはせず別に契約させていただいております。以上です。</p>
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	はい。それでは13番の方から参ります。国営の絡みで1枚になったところ、〇〇さんの土地に〇〇さんが賃貸をかけるというものであります。こちら先ほど説明のありましたとおり、田の反当価格10,000円で統一させていただいております。どうします。1件ずつ終わらせますか。
会長	先にある程度、事務局の方で説明をしているので特別説明することがあれば、国営以外案件であれば説明してもらっても良いんですけど、国営絡みの賃貸であればまとめてもらっても構いません。
藤田委員	分かりました。それでは、国営絡みでありますのでこのまま14番、説明させていただきます。〇〇さんと〇〇さんが作っているところで、〇〇さんがこの土地を1枚とりますということで、川田さんの土地を1枚賃貸する形となっております。こちらも先ほどと同じ、反当価格10,000円です。15番が〇〇さんのところに、〇〇さんの土地が入りこんでいるということでの賃貸をかけまして、反当10,000円となっております。16番。〇〇さんが賃貸されていたところを〇〇さんになりますよと。あっこれ〇〇さんだな。〇〇さんと〇〇さんの賃貸にます。こちらも新規だということで10,000円でやっております。17番。こちらが元々あるところですね。〇〇さんが〇〇さんから賃貸されているところがございます。反当価格13,000円でやっていたということで、その価格を継続させていただいております。18番です。〇〇さんの田んぼが大きくなって、〇〇さんの作っていたところへ入ったということで、〇〇さんの土地を〇〇さんが賃貸という形となっております。これは新規案件なので、10,000円の単価をとらせていただいております。19番は、〇〇さんと〇〇さんの賃貸です。昨年半分終わっているんですよ。今年がサーモンプラントのすぐ横なんですけど、こちらの方を工事されております。新しい面積での賃貸ということではあるんですけど、貸し借りされる方が変わらないので、反当価格は前のままの13,000円とさせていただいております。20番。ここですね。国営の会議

	<p>の時の話しなんです、誰がどこを取るという話しがありまして、ここで自分達の土地をまとめて動かそうと思いきってずらしております。こちらの方は、〇〇さんとなり、すみません。2件とも賃貸なんです、20番・21番ですね。〇〇さんが賃貸するという形になっております。〇〇君と〇〇君からですね。反当価格、10,000円でございます。21番も今と同じでございます。23番こちらの方が、〇〇さんの土地が端の方にあったんですが、〇〇さんができた田んぼをとるということで〇〇さんから賃貸という形になります。こちら反当10,000円となっております。24番。こちら3軒にまたがるところでありますが、〇〇さんが作るということで、真ん中の〇〇さんの土地を賃貸となっております。こちら反当10,000円と。最後27番です。今まで〇〇さんが作っていたところを〇〇さんが取るということで賃貸になりました。こちら新規なので、反当価格10,000円としております。つたない説明ですすみません。</p>
会長	<p>担当委員の説明が終わりましたが、案件がですね非常にあちらこちら飛んでいるので分かりづらいとは思いますが、藤田委員がきちんと地元を把握された中で、今回の土地の移動が行われたということなので、もし気になる場所があればご意見、ご質問お願いいたします。</p>
伊藤委員	<p>1つ確認よろしいですか。春先に〇〇さんが体調を壊されたという話しを聞いたんですけど、その後の様子はどうなんでしょうか。</p>
会長	<p>藤田君、マイク。</p>
藤田委員	<p>春作業は、田の方は勤めに行っている〇〇さんが作業されました。ソバの方は、ぼくが担当して植えました。9月頃、退院の予定と聞いておりますがその後、土地をどうするかは聞いておりません。本人は元気であります。</p>
伊藤委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>他にご意見、ご質問ございますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。</p>
会長	<p>続きまして会議規則15条の規定によりまして〇〇委員の退席を求めます。</p>
会長	<p>それでは、〇〇委員の案件、22番、25番、26番、28番、29番、30番です。</p>
武田主事	<p>まず22番になります。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が7,103㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期が、本日から令和9年11月30日までの5年間。賃貸料は58,600円。反当価格10,000円です。こちら地番図の34、35ページをご覧ください。続いて25番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇-〇〇/〇〇。現況地目「田」ほか5筆。総面積15,261.63㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権の設定の始期については、本日から令和9年11月30日までの5年間。賃貸料は、134,000円。反当価格10,000円です。こちら地番図の43、44ページをご覧ください。</p>
	<p>26番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか4筆。総面積27,828㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期が、本日から令和9年11月30日までの5年間。賃貸料は19,400円。反当価格は10,000円。こちら地番図の46、47ページをご覧ください。28番、利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇</p>

	<p>〇-〇〇/〇〇/〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積17,986㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期が、本日から令和9年11月30日までの5年間。賃貸料61,100円。反当価格10,000円です。こちら地番図の52、53ページをご覧ください。29番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積22,115㎡。こちら貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期が、本日から令和9年11月30日までの5年間。賃貸料は10,800円。反当価格10,000円。こちら地番図の55、56ページをご覧ください。最後30番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか4筆。総面積21,152㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期が、本日から令和14年11月30日までの10年間。賃貸料は161,600円、反当価格10,000円です。こちら地番図の58ページをご覧ください。最後の30番〇〇さんの件については、従来より〇〇さんと〇〇さんの間で賃貸を結ばれていたんですが、反当価格は従来より10,000円だったため相場の10,000円と同じだったため、そのまま10,000円というところと、〇〇さんが換地処分後も賃貸を続けたいというご意向がございまして、通常は皆さん5年でやっていたところをあえて10年間という設定にさせていただきます。以上です。</p>
会長	担当、大柿委員。
大柿委員	ただいま事務局の方で説明のあったとおりでございます。この案件につきましては、国営事業で土地を最大限に有効に利用するため、また利用しやすくするために、地元の農家の方が使い易いように割り振りをした案件であります。あえて名前の方は触れませんが、特段問題ないとは思いますが、よろしく申し上げます。
会長	ただいま担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして、会議規則第15条の規定に基づきまして〇〇委員の退席を求めます。
会長	はい。番号31番。
武田主事	31番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積1,308㎡。貸借権の設定の使用賃貸借です。利用権設定の始期が、本日から令和14年11月30日までの10年間。賃貸料は、無償となっております。こちら地番図の60、61ページをご覧ください。こちらは中央地区34農区の昨年の工事箇所でありまして、〇〇さんの圃場が阿部さんの土地に一部かかっていたことでの貸し借りとなっております。お互いの話し合いの結果、無償の使用賃貸借ということとなりました。以上です。
会長	担当、私です。こちらの案件ですけれど、先ほど事務局から説明のあったとおりですね。国営下地区の案件でございます。面積の方も少ないということと、お互いの話し合いができたということで、無償の使用賃貸借ということで賃貸を結ぶこととなっております。特段問題ないかと思いますが、よろしくご審議申し上げます。
会長	ただいま説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
伊藤委員	1つだけよろしいですか。

会長	はい。伊藤委員。
伊藤委員	通常でいえば〇〇さんの農地を買った残りの部分となりますよね。無償でやられるということだけど、普通譲渡にならないものですかね。
会長	結局換地前なので、換地精算のときにははっきりすることであって、いま現況としてははいじゃない方が良くといった案件です。
武田主事	すみません。補足なんですけれども〇〇-〇〇、実際には畑なんですよね。畑の一部が工事によって水の底に沈んでしまったということで、あの280-3の主の使用目的は、〇〇さんの裏の畑なのでなかなか所有権移転とはなりづらい案件かということでの、いま会長がおっしゃっていただいたとおりの換地の精算の中での話しということにさせていただいております。
会長	他にご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について

会長	続きます日程第8議案第3号、こちらも旧がつきます。旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について事務局より説明願います。
武田主事	はい。こちら公社への買入は、新法にはうたわれたおりません。ただ、先ほどと同様に経過措置ということで、地域計画を作成するまでは旧法の16条に従って要請をできるという解釈のもとさせていただいております。それでは農用地の買入協議について説明いたします。今月1件となっております。番号1番。申出人〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか6筆。総面積が130,758㎡。あっせんの申出日については、令和5年4月1日。こちら面積が広大であり、あっせんでの調整がうまくいかなかったため今回公社に買入協議の要請を行うこととなっております。以上です。
会長	担当、蒔田委員。
蒔田委員	〇〇さんにおかれましては、今後残りの農地を全て手放していくという話しで進んでおり、その一部が今回のこの公社にあがった分になります。あと、今回公社から外れまして農振以外の土地が1町3反ほどあります。これに関しまして、今後処理をして全て手放される話しとなっております。以上です。
会長	ただいま担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければですね。申出者及び公社へ買入協議を行う旨の通知をされるよう要請します。

【議案】あっせん委員の指名について

会長	続きます、日程第9議案第4号あっせん委員の指名について事務局より説明願います。
武田主事	はい。それではあっせん申し出のあった案件について、説明いたします。3番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか1筆。総面積4,120㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。4番申出人住所、18号南8番地、氏名〇〇さん。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積3,428㎡。農振農用地区域内。申出理由売買で

	す。3番申出人住所〇〇、氏名〇〇。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか6筆。総面積39,248㎡。農振農用区域内。申出理由売買となっております。以上です。
会長	あっせん委員の指名は、会長一任でよろしいでしょうか。
各委員	はい。
会長	それでは指名いたします。番号3番、島田代理、伴野委員、わたくし小足、栗本委員。番号4番、島田代理、伴野委員、蒔田委員、岸本委員。番号5番、島田代理、伴野委員、大柿委員です。よろしく願いいたします。
大柿委員	俺、当事者だから。
会長	とりあえずあっせん委員だから、あっせん前の段階なんで委員としては入ります。まだ決まっていないのでよろしく願いいたします。今、あっせんあがったばかりなので、そういう解釈で。

【議案】農地の現況証明願いについて（農委処分）

会長	続きまして、日程第10議案第5号農地の現況証明願いについて、事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは現況証明願いについてご説明致します。今月は2件あがってきております。番号3番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「農地以外」。面積187㎡。判定地目につきましては農地、採草放牧地以外となっております。利用状況といたしましては時期不詳だが30年以上前より宅地として利用となっております。所有者は〇〇さん、申請人は〇〇の〇〇さん。こちらは4月11日に、小足会長、島田代理、伴野農地部長、事務局で現地確認を実施しました。実際に車庫がかなり昔から建っており、耕作不可能であると判断しました。こちらについては地番図、航空写真は67、68ページにのっております。以上です。
会長	担当、私です。こちらの案件なんですけれども、〇〇さんの車庫の方がですね。農地にはみ出していたということが判明したということで、現況としては車庫ですということなので今回測量をかけることによって農地から外すということで現況証明願いが出たということでもあります。元々の登記簿地目としては田なんですけれども、国営事業の中では田としては読んでいなくてですね。畑もしくは宅地としてよんでいたということなので、宅地にしても問題ないということなので、測量をして宅地に変更したいと願いのあがってきたものでございます。元々の畑は、すでに水の底に沈んでいるということですが、そちらもきちっと面積を合わせまして今回この面積をきることによりまして、国営事業の中で予定していた畑の面積、宅地の面積と合致するというので今回測量を行ったということでもあります。こちらは、ここにしか線が引けないということになっていますので、現況も見ましたが当然この部分が見えるかということ、使いづらい畑でありまして問題ない案件なのかと思っております。僕の記憶の中でも水田になっていたことはないですし、ずっと畑でありました。田であることが、ちょっと信じられないなというところではありました。問題ないかと思っておりますけれども、皆さんの審議よろしく願いいたします。
会長	説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ交付いたします。
会長	続きまして番号4番。
武田主事	はい4番です。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「農地以外」。面積が298㎡。判定地目については農地、採草放牧地以外となっております。利用状況といたしましては時期不詳だが3

	0年以上前より宅地として利用しているとなっています。所有者は〇〇さん申請人は〇〇さん。こちら6月12日に、小足会長、島田代理、伴野農地部長、安藤委員、事務局で現地確認を実施しました。市街地内にある空き地であり、農地台帳上の管理も宅地となっていたことから耕作不能と判断しました。こちら地番図、航空写真は69、70ページにのっております。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	事務局の説明があったとおりでございます。場所に関しましては、少し説明しづらいのですが〇〇通りになりますので、そのすぐ裏になります。〇〇のところをずっとまっすぐ行ったそばの〇〇さんの何軒か手前であります。今回、所有者の方が〇〇さんだかようこさんだか、ちょっと分からないんですけど〇〇さんが少し前に亡くなられてまして所有が代わりまして、まさかこの土地があるとは思わず〇〇さんの方からご連絡いただきまして、この土地、長年〇〇さんの方が管理をされていたようです。何を作っていたとかは分からないんですが、申出があった時に私が前もって見に行ったときには、雑草畑でございました。今回、何故出てきたかということと売買をしたいということで案件があがって参りました。売買先なんですけれども、現地確認の際にはまだ決まっていませんでしたが、先日電話がありまして売買先決定したということで〇〇とうかがっております。市街化区域なので、何ら問題ないかと思いますが慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	ただいま、担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ交付したいと思います。

【その他】

会長	続きまして、日程第11その他について事務局より説明願います。
事務局	① 7月総会の日程について（辞令交付式、新旧農業委員会歓送会） ② 畑地化関係について（説明：産業振興課職員）